

出石城下町の町家デザイン

豊岡市出石伝統的建造物群保存地区 修景ガイドライン

- 01頁 豊岡市出石伝統的建造物群保存地区と修景基準細則
- 03頁 出石城下町の町並み
- 05頁 出石城下町の町家の特徴
- 07頁 修景基準と修景基準細則・誘導細則
- 09頁 修景基準個別解説
- 17頁 資料－用語解説



出石城跡から城下町を望む

発行年 | 平成22年3月

編集発行 | 豊岡市教育委員会
〒668-8666 兵庫県豊岡市中央町2-4
tel : 0796-23-1160
fax : 0796-24-4669
e-mail : bunka@city.toyooka.lg.jp

編集協力 | (株)地域計画建築研究所 大阪事務所



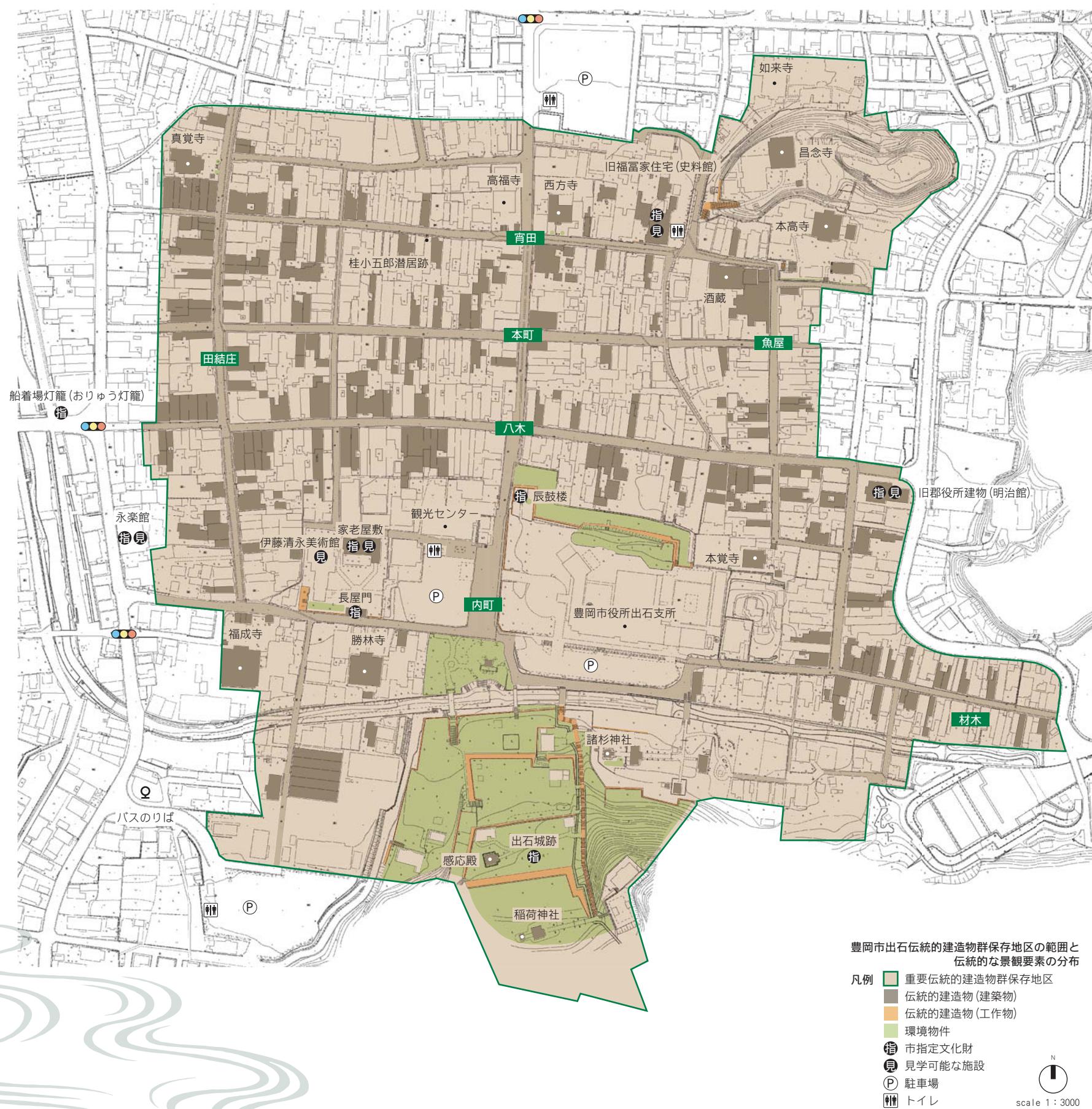
出石城下町の町家デザイン

豊岡市出石伝統的建造物群保存地区 修景ガイドライン

兵庫県豊岡市



豊岡市出石伝統的建造物群保存地区と修景基準細則



修理事業・修景事業と修景基準細則設置の目的

平成19年、豊岡市出石伝統的建造物群保存地区は、国の「重要伝統的建造物群保存地区」に選定され、平成20年度から修理事業・修景事業を実施しています。

伝統的建造物を修理する修理事業は、原則として創建当時の姿に復原することが目的であるため、その修理工事にあたっては、建造物の現状と過去の痕跡を詳細に調査し、周囲の伝統的建造物を参考に設計を行います。施工にあたっては、木工事や屋根工事、左官工事などにおいて伝統的な工法や材料を研究し、原則としてそれらの工法や材料で行います。

一方、修景事業とは、伝統的建造物以外の建物について、新たに歴史的町並みに調和するように建物を建築したり、外観を改修したりすることを言います。修景事業は修理事業とは異なり、新しく建築、改修するものなので、1件1件のデザインを決定する直接の根拠がありません。また、修景事業のための基準（修景基準）は保存計画の中で定められていますが、その基準内容は抽象的な表現が多く、細部にわたってデザインを指示していません。そのため、これまで修景事業のデザインは建築主や設計士、施工業者の裁量に相当ゆだねられていました。

しかしそれは、ただ和風であればよい、格子を付ければよいというものではありません。修景事業は出石伝建地区の価値を高めるものでなければならぬため、そのデザインは伝統的建造物の特性、いわゆる「出石らしさ」を踏まえたものにする必要があります。

そこで、平成22年、さらに「出石らしさ」を明確にし、出石伝建地区の価値を高める修景事業が安定的に実施されるよう、具体性及び実効性を備えた修景基準細則を定めました。

検討会を通じた修景基準細則の作成

伝建事業は文化財保護法に基づく事業ですが、細部における裁量は市町村に任せられているため、一方では「まちづくり」の事業であるといえます。そのため、出石伝建地区における修景基準細則の検討にあたっては、まちづくりの主体である住民、この地域の設計士、施工業者、各専門工事業者参加による検討会を通じて行いました。

検討会では、参加者自らによる伝統的建造物の調査から始まりました。そして、住民からは理想とする町並みへの想いが語られ、業者の方からは専門的な意見が出されるなど、さまざまな角度から修景基準細則のあり方について検討しました。

その結果、検討会参加者が実現すべき町の姿のイメージを共有して修景基準細則を作成することができたことは、大変意義深いことでした。

伝建事業は、永続的に続していく事業です。今後多くの住民や地域の関係者が修景基準細則の検討を積み重ねることにより、町のデザインボキャブラリーは蓄積されていきます。このことにより、出石伝建地区は多様でありながら、さらに「出石らしさ」を深め、その価値を高めていくものと考えます。



出石城下町の町並み

城下町の町並み

出石城下町の町並みの特性は、明治9年の大火以降、概ね昭和30年代初期までに建てられた伝統的建造物や、それらと一体をなして歴史的風致を形成している環境要素がつくり出しています。

伝統的建造物のうち、建築物には町屋敷地を構成した町家建築の主屋及び土蔵、伝統的な寺社建築等があり、工作物には塀、石垣等があります。

なかでも、辰鼓楼、武家屋敷、神社、寺院、酒蔵、近代洋風建築である旧郡役所建物(明治館)や旧出石郵便局、産業遺産の織物工場など多様な建造物もよく保存されていて、歴史的景観をより豊かなものにしています。また、城下町を取り囲む豊かな山々や河川などの自然景観も昔のままに残されています。

多くの歴史的町並みが周辺から切り離されて残っていくのに対し、出石では周辺景観を保持し、自然豊かな景観の中に人工的に配置された往時の都市構造がそのまま残されています。



八木 やぎ

守護大名山名氏四天王の一人「八木氏」の居館があったことが由来です。裏側(大手筋より東、南側)には内堀が囲っています。

現在は、土産物店をはじめ、多くの商店が通りに並び、活気ある賑やかな町並みが形成されています。



本町 ほんまち

城下の中心町であったことが由来です。大手筋の四辻には高札場が設けられていたので「札の辻」と呼ばれていました。

現在は店舗と住まいが混在する町並みとなっています。



宵田 よいだ

守護大名山名氏四天王の一人「氣多(けた)郡宵田城主垣谷氏」の居館があったことが由来です。近世には料理屋や仕出屋が多く立地していました。

近代以降も仕出屋等があり、賑わいがありましたが、現在は住まいを中心とする、落ち着いた景観がつくられています。



魚屋 うおや

城下町形成時に魚屋が集まっていたことが由来です。近世には「吹田屋」「門垣屋(もんがきや)」「和泉屋」など大商人が多く居住していました。

まちのランドマークとなる酒蔵があり、美しい格子を持つ町家も多く、寺や背後の山々が通りのアイストップとなる印象的な町並みです。

田結庄 たいのしょう

守護大名山名氏四天王の一人「田結庄氏」の居館があったことが由来です。産物会所が置かれ、生糸等の売買がされていました。

多様な商店が集まる消費の中心地で、間口の大きい敷地や、二階が塗込められ卯建を備える大型の町家も複数棟立地します。



内町 うちまち

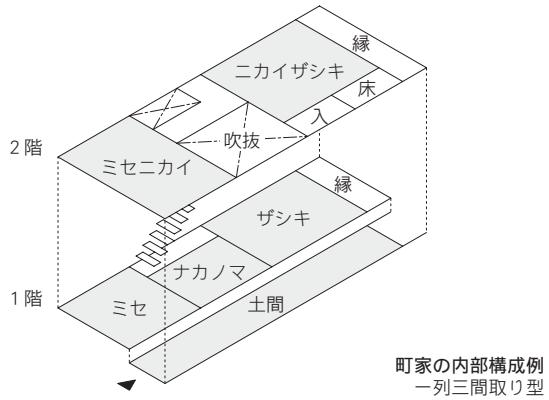
城の中だったことが由来です。城内三の丸とも呼ばれ、藩政の中枢部であると同時に藩主や家老など最上級藩士の居住区でした。

現在でも、出石支所や観光センター、家老屋敷、伊藤清永美術館などが位置する出石の中中枢となっています。



出石城下町の町家の特徴

町家の内部構成



伝統的建造物の主体となる町家の平均的な間口は2~3間です。

間取りは間口幅に関係なく、表からミセ、ナカノマ、ザシキが土間（通り庭）に沿って配置される、一列三間取り型（いちれつみまどりがた）を基本とします。

ナカノマには神棚、箱段（階段）、囲炉裏が設けられています。この囲炉裏の煙を抜くために、ナカノマの土間寄りの桁行半間~1間幅の上部がナカノマ下手の土間上部にまたがって大きく吹き抜けています。

近畿地方の一般的な町家は吹き抜けが土間部分に限られており、出石の吹き抜けの形式は非常に特徴的であると言えます。

さらに、その吹き抜けは2階の天井も抜き、タカと呼ばれる屋根裏の収納空間にまで達します。タカは水害への備えのために設けたと考えられます。

町家の外観意匠

但馬では平入（ひらいり）広間型三間取りの農家と、切妻を主とした平入、瓦葺の中2階もしくは厨子（つし）2階の町家が多く見られます。

保存地区内では、町割に沿って、ほぼ揃った壁面が町並みの連たん性を生み出します。また、高さの多少異なる平入りの勾配屋根（切妻瓦葺）の連続が通りにリズム感を与え、ほぼ同じ高さに設けられた1階の軒庇が一層町並みの連続感を高めています。

外壁は、柱や梁を見せた真壁造りを基本とし、簡素で軽快な町並みを形成するなか、漆喰で塗り込めた大壁造りの重厚な建造物も点在しています。

さらに、伝統的意匠を持ついくつかの要素を見いだすことができます。代表的な意匠要素としては、1・2階の出格子窓や木製ガラス窓、虫籠窓、屋根や庇の腕木下の持送りなどがあげられます。また、卯建や庇軒下の幕板、主屋の足下の切石積などもあります。

現代に残る町家

江戸から明治中期くらいまでは、主に厨子2階町家形式で、土間の入口には摺（す）り上げ戸、ミセの間仕切りには摺り上げ戸が設けられました。

後に仕舞屋（しもたや）に変化していく中で、摺り上げ戸は格子の引き違い戸に、摺り上げ戸は障子と出格子に、さらに雨戸（戸袋付）に変化していきます。

現在残る町家の格子戸や出格子の多くは、明治中期以降の比較的新しいものです。

保存地区内では、表面的な改変が部分的に見られるとはいえ、概ね昭和30年頃までに建築された建造物群の約4割が、伝統的建造物としての特徴を備えます。

※仕舞屋：商いをやめて住居専用となった町家



町家のパターン 左：簡素で軽快な真壁造り 右：重厚な大壁造り

修景基準と修景基準細則・誘導細則

修理・修景・許可基準

保存地区で建築物などの修理や建替えを行う場合には、町並みの価値を高めるために、一定の基準に基づく必要があります。基準には「修理基準」「修景基準」「許可基準」の3つがあり、対象物と行う行為によりその適用が異なります。

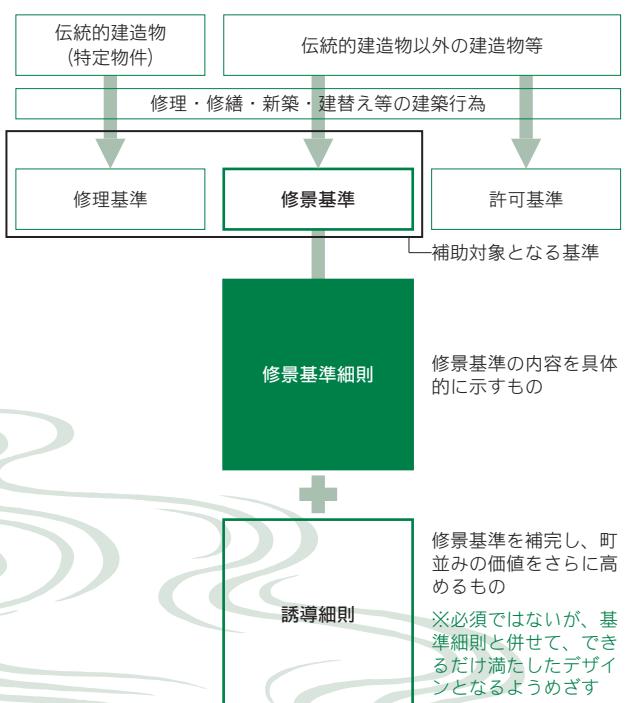
「修理基準」は伝統的建造物（特定物件）及び環境物件を「修理」「復旧」するときに適用される基準で、原則として履歴を調査し、現状維持又は然るべき旧状に復原することを基本的考え方としています。この基準に基づいて行う修理事業は、補助金交付対象となります。

「修景基準」は伝統的建造物（特定物件）を除く建築物などを「修景」する（歴史的町並みに調和させる）ときに適用される基準で、出石の伝統的建造物の特性を維持し、伝統的な町並みの景観形成に寄与することを基本的考え方としています。この基準に基づいて行う修景事業も、補助金交付対象となります。

「許可基準」はすべての建築物などの外観を変更するときに適用される基準で、出石城下町の歴史的風致を著しく損なわないことを基本的考え方とする、保存地区で最低限守らなければいけないルールです。

前述の通り、抽象的な表現の多かった修景基準の内容を具体的に示した「修景基準細則」と、修景基準を補完する「誘導細則」をこのたび作成しました。

修景基準と修景基準細則・誘導細則の関係



修景基準と修景基準細則・誘導細則一覧

項目	修景基準	修景基準細則	誘導細則
敷地割	・現状維持を原則とする。	・やむを得ず敷地が集合化された場合は、周囲の町家の間口に応じて、建物が連担しているような外観構成とする。ただし、敷地を集合化した5箇所程度の間口までは、1つの建物としての外観構成を可とし、その場合はかつての町割りの明示を行うこと。	
位置	・両隣との位置及び前後の位置は、伝統的建造物の特性を維持したものとし、連続性を保つ。	・間口の大きい敷地については、堀又は生垣を壁面線に揃えて調和を図ることも可とする。 ・壁面は、1階、2階とも周囲の伝統的町並みの壁面線に揃えて調和を図る。	
構造	・原則として、木造在来軸組工法とする。ただし、規模や用途等によりやむを得ず他の構造とする場合は、本伝建地区内に存在し類似する建造物の意匠を踏まえるなど、伝統的町並み景観と調和するものとする。		
階数 高さ	・2階建を原則とする。 ・主たる通り側の1階庇の高さ及び2階屋根の高さは伝統的建造物の特性を維持したものとする。	・主たる通りから望見できないように3階部分の壁面を後退させる場合は、3階建ても可とする。ただし、3階部分は補助対象外とする。	・2階軒桁上面の高さは、主な伝統的建造物の高さである5.3m程度以下が望ましい。
屋根	・勾配屋根とする。勾配は4寸程度とし、周囲の伝統的建造物にあわせる。 ・原則として切妻様式平入りとする。 ・屋根材料は、伝統的建造物の特性を維持したものとする。	・角地にあっては、側方側を入母屋とすることも可とする。 ・屋根の軒の出幅は、伝統的町並みとして周囲との調和及び連続性を保つものとする。 ・屋根葺材は、日本瓦（いぶし瓦）、釉薬瓦の桟瓦で、いぶし銀、黒色つや消し等の仕上げのもの葺きとする。 ・軒瓦は鎌瓦とする。	・瓦の大きさは、56版よりも小振りなものが望ましい。 ・屋根下地は、ささ板とすることが望ましい。
軒庇	・主たる通りに面する側の1階と2階の間には庇を設ける。 ・庇の規模、高さ、設置構造、勾配、意匠、仕上げは、伝統的建造物の特性を維持したものとし、町並みの連続性を保つ。	・正面の1階と2階の間には間口いっぱいの軒庇を設ける。ただし、角地における側面は軒庇を設けなくともよい。また、間口が長大な敷地はこの限りでない。 ・軒庇の勾配は、上屋と同じか5分程度緩くする。 ・軒庇の出幅は、屋根の軒の出と同じかそれよりも通り側に出るようにし、伝統的町並みとして周囲との調和及び連続性を保つものとする。 ・軒庇の高さは、周囲の伝統的建造物にあわせる。 ・軒庇の葺材は、日本瓦（いぶし瓦）、釉薬瓦の桟瓦で、いぶし銀、黒色つや消し等の仕上げのもの葺きとする。 ・瓦の大きさは、56版よりも小振りなものとする。 ・軒瓦は鎌瓦もしくは一字瓦瓦とする。	・屋根下地は、ささ板とすることが望ましい。
軒裏		・軒裏（垂木及び野地板）をあらわしにする。ただし、2階壁が塗込め（大壁）の場合は2階軒裏を塗込めるこも可とする。 ・樋は金属製とし、色彩は伝統的町並み景観に調和したものとする。 ・軒樋の形状は半丸とする。	
建築物	・材質、様式、意匠は、伝統的建造物の特性を維持したものとする。	1階 ・主たる通りに面する側は真壁とする。 ・壁仕上げは土壁、漆喰壁、又は板壁とする。ただし、主たる通りに面する側全てを板壁とすることは不可とする。	・正面道路に面する部分は開口部とすることが望ましい。 ・壁下地は、小舞壁又は木摺壁とすることが望ましい。
		2階 ・主たる通りに面する側は真壁又は塗込め（大壁）とする。 ・壁仕上げは土壁、漆喰壁、又は板壁とする。ただし、主たる通りに面する側を板壁とすることは不可とする。	・壁下地は、小舞壁又は木摺壁とすることが望ましい。
開口部	・建具の位置及び形態は、伝統的建造物の特性を維持したものとする。 ・建具は木製引き戸とし、1階の腰高窓には伝統的意匠の出格子を設けることができる。やむを得ず金属製建具とする場合は、伝統的な意匠の格子を設置して外観上金属製建具が容易に確認できないようにする。 ・復原的修景の場合は、虫籠窓や木製摺り上げ戸も可とする。	・格子、出格子は、見込幅（奥行幅）が見付幅（正面幅）より薄く、間隔も狭いものとする。 (21×7@30程度) ・格子、出格子の上・中部において、組子に装飾的变化を設けることもできる。	
基礎	・基礎立ち上がり部分は、見えないようにする。	・基礎立ち上がり部分は伝統的建造物の特性に準じた意匠とし、コンクリート部分が直接見えないようにする。	・道路との境界又は犬走りの見切りは切石とすることが望ましい。なお、コンクリート製は補助対象外とする。
色彩	・伝統的建造物の特性を維持したものとし、全体として伝統的町並み景観に調和したものとする。	左官壁 ・左官壁は、土壁として桜尾の土色（赤土色）、鳥の子色、漆喰壁として白色、黒色を基調とした色彩とし、次のマンセル表色系の範囲を参考に、周囲の伝統的建造物にあわせる。 桜尾の土色（赤土色）：[色相]5YR~5Y [彩度]3~6 [明度]5~8 鳥の子色：[色相]5YR~5Y [彩度]1~4 [明度]7~9	
		木部 ・周囲の伝統的町並みに調和した色調とする。 ・望見できる部分の塗装はペンガラや柿渋等の伝統的塗料を原則とする。	
		建具 ・金属性建具を使用する場合は、アンバー系木調、こげ茶、茶等の目立たないものとする。	
設備機器等	・通りから見えないような配置・形状とする。やむを得ず通りに面する場所に設置する場合は、伝統的町並みと調和する材料、仕上げ、着色をした、外観上目立たなくするための目隠しを行いうものとする。	・原則、中庭や裏側など通りから当該設備機器が容易に確認できない位置に設置し、やむを得ず通りに面する場所に設置する場合は、建物の中に組み込む等、外観上当該設備が容易に確認できないように努める。 ・通りから望見できる軒庇及び屋根の上には、将来にわたり設置しない。	
屋外広告物	・掲出数は必要最小限とし、材質、大きさ・位置・色彩等については、周囲の伝統的町並み景観に調和したものとし、自家用以外の広告物は設けない。	・将来にわたり、兵庫県が定めた「出石町城下町地区広告景観モデル地区基本方針」及び「出石町城下町地区広告景観形成基準」を遵守する。	
細部伝統的意匠		・その他、次の伝統的意匠を用いることができる。 出桁・腕木・持送り：軒の出幅が大きい場合には軒裏に出桁を設け、腕木又は持送りにて支持しているさがりがけ ：1階の軒裏に設ける幕板で、暖簾（のれん）や簾（すだれ）かけとして利用されるもの 卯建 虫籠窓 摺り上げ戸 ：防火用又は意匠性の高い袖壁で、塗込め（大壁）の2階外壁に設けられたもの ：2階外壁に設けられ、格子は土で塗込められたもの ：近世の代表的な柱間装置で、複数枚の板戸を柱に付けた溝にそって摺り上げ、上部を戸袋として収納するもの	
工作物 規模意匠	・堀、石垣などについて、規模・様式・材料・仕上げ・着色などは、周囲の伝統的建造物の特性に合わせる。		

※金属製建具、屋外広告物は、補助金交付の対象経費には含まない。※桜尾の土色：桜尾は出石町細見内の小字名。この地から採取される赤土は出石における古い建物によく使用され、この赤土を用いた壁土の色が「出石の色」と言われている。※この基準によりがたい場合は、豊岡市伝統的建造物群保存審議会の建議を受けて、豊岡市及び豊岡市教育委員会が決定する。

修景基準個別解説

敷地割

修景基準

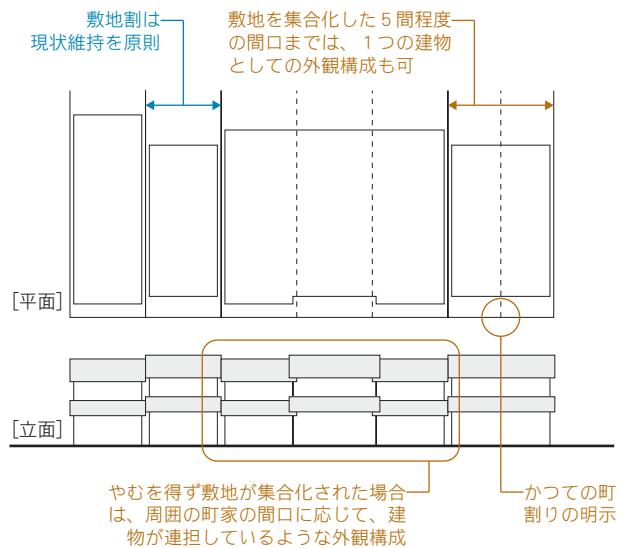
- 現状維持を原則とする。

修景基準細則

- やむを得ず敷地が集合化された場合は、周囲の町家の間口に応じて、建物が連携しているような外観構成とする。ただし、敷地を集合化した5間程度の間口までは、1つの建物としての外観構成を可とし、その場合はかつての町割りの明示を行うこと。

参考-出石城下町の敷地割（写真：材木）

近世の特徴を明確に受け継ぐ、2間～2間半の間口を基調とする町並み。



階数 高さ

修景基準

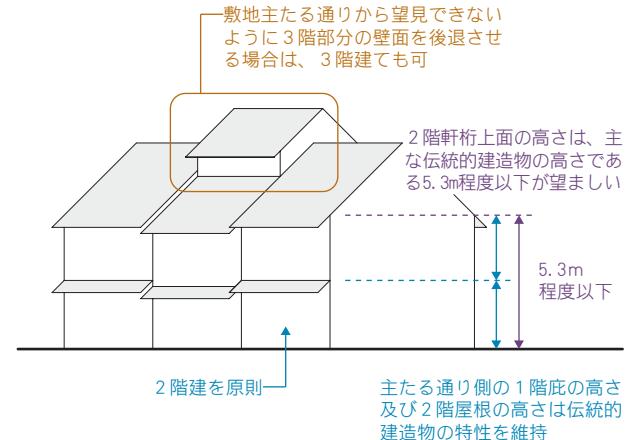
- 2階建を原則とする。
- 主たる通り側の1階庇の高さ及び2階屋根の高さは伝統的建造物の特性を維持したものとする。

修景基準細則

- 主たる通りから望見できないように3階部分の壁面を後退させる場合は、3階建ても可とする。ただし、3階部分は補助対象外とする。

誘導細則

- 2階軒桁上面の高さは、主な伝統的建造物の高さである5.3m程度以下が望ましい。



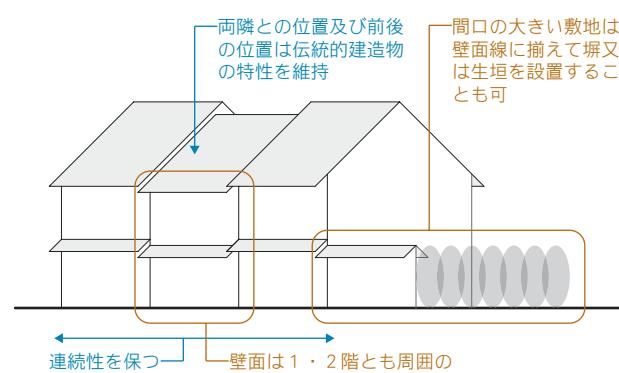
位置

修景基準

- 両隣との位置及び前後の位置は、伝統的建造物の特性を維持したものとし、連続性を保つ。

修景基準細則

- 間口の大きい敷地については、塀又は生垣を壁面線に揃えて調和を図ることも可とする。
- 壁面は、1階、2階とも周囲の伝統的町並みの壁面線に揃えて調和を図る。



参考-大鍛冶の細間
壁面線や軒先のラインが連続することで、調和のとれた町並みが形成されます。

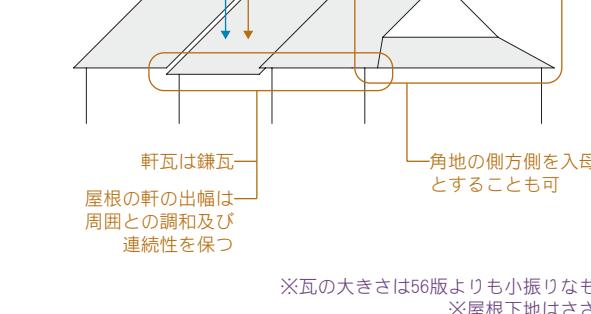


修景基準

- 勾配屋根とする。勾配は4寸程度とし、周囲の伝統的建造物にあわせる。

修景基準細則

- 原則として切妻様式平入りとする。
- 屋根材料は、伝統的建造物の特性を維持したものとする。
- 角地にあっては、側方側を入母屋とすることも可とする。
- 屋根の軒の出幅は、伝統的町並みとして周囲との調和及び連続性を保つものとする。
- 屋根葺材は日本瓦（いぶし瓦、釉薬瓦の桟瓦、いぶし銀、黒色つや消し仕上）
- 軒瓦は鎌瓦
- 屋根の軒の出幅は周囲との調和及び連続性を保つ
- 角地の側方側を入母屋とすることも可



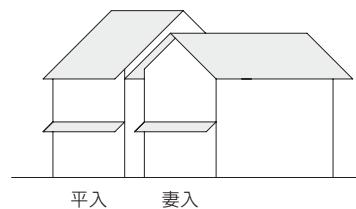
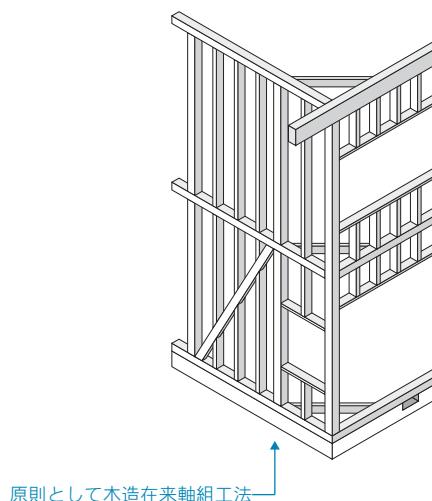
※瓦の大きさは56版よりも小振りなもの
※屋根下地ははさ板

屋根

構造

修景基準

- 原則として、木造在来軸組工法とする。ただし、規模や用途等によりやむを得ず他の構造とする場合は、本伝建地区内に存在し類似する建造物の意匠を踏まえるなど、伝統的町並み景観と調和するものとする。



参考-平入と妻入
屋根の棟に対して直角方向を妻側、並行方向を平側といい、出入口の位置で平入、妻入と呼び分けます。
出石城下町は「平入」の町家により構成されます。



参考-いぶし瓦と釉薬瓦
かつては地域で焼かれた黒瓦と呼ばれるいぶし瓦が使われていました。近年では凍害の問題もあり、銀黒色の釉薬瓦の使用がよく見られます。



参考-角地の入母屋町家
切妻屋根を基調とする出石城下町の町家ですが、町の辺に立地するものの中には、片側を入母屋とした例も見られます。



参考-鎌瓦
近年の改修で万十瓦に葺き替えられたケースもよく見られますが、かつての軒先は鎌瓦が主流でした。
また、瓦の大きさも現在流通するJIS規格よりも小振りなものでした。

軒庇

修景基準

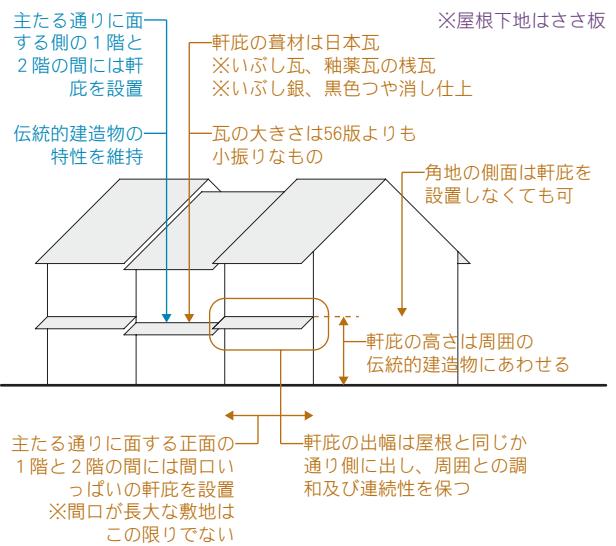
- ・主たる通りに面する側の1階と2階の間には庇を設ける。
- ・庇の規模、高さ、設置構造、勾配、意匠、仕上げは、伝統的建造物の特性を維持したものとし、町並みの連続性を保つ。

修景基準細則

- ・正面の1階と2階の間には間口いっぱいの軒庇を設ける。ただし、角地における側面は軒庇を設けなくてもよい。また、間口が長大な敷地はこの限りでない。
- ・軒庇の勾配は、上屋と同じか5分程度緩くする。
- ・軒庇の出幅は、屋根の軒の出と同じかそれよりも通り側に出るようにし、伝統的町並みとして周囲との調和及び連続性を保つものとする。
- ・軒庇の高さは、周囲の伝統的建造物にあわせる。
- ・軒庇の葺材は、日本瓦（いぶし瓦、釉薬瓦の桟瓦で、いぶし銀、黒色つや消しのもの）葺きとする。
- ・瓦の大きさは、56版よりも小振りなものとする。
- ・軒瓦は鎌瓦もしくは一文字瓦とする。

誘導細則

- ・屋根下地は、ささ板とすることが望ましい。



参考- 格子のデザイン事例

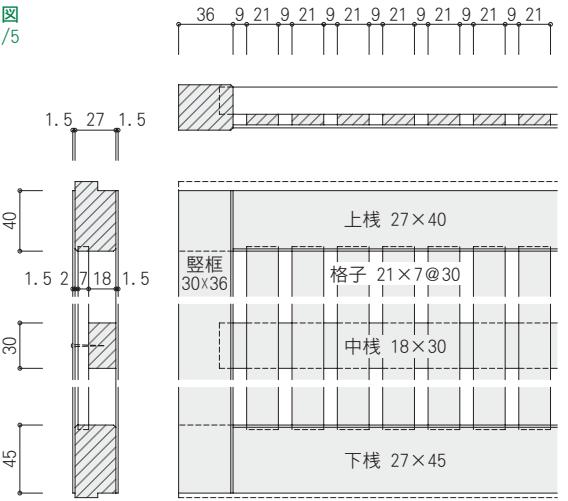
格子は出石の町家の外観を構成する主要な、かつ美しい要素です。

明治中期まで1階開口部は摺り上げ戸が中心で、商家から仕舞屋（しもたや）に変化する中で、格子が用いられるようになりました。

出石で見られる格子は見込（奥行）幅が見付（正面）幅よりもかなり薄く、かつ縦格子間の間隔がかなり狭いため、緻密で繊細な意匠を構成します。

1・2階とも出格子が多く、框（カマチ）に建具として造られた格子戸がはめ込まれます。格子戸には中・上部の組子に装飾的な目透しを設けたものが多く、意匠も多様で豊かな個性が町並みを彩ります。

格子戸参考詳細図
scale 1/5



格子の例



軒裏

修景基準細則

- ・軒裏（垂木及び野地板）をあらわしにする。ただし、2階壁が塗込め（大壁）の場合は2階軒裏を塗込めることも可とする。
- ・樋は金属製とし、色彩は伝統的町並み景観に調和したものとする。
- ・軒樋の形状は半丸とする。

参考-町家の軒裏と外壁の組合せパターン
左：2階壁真壁+2階軒裏あらわし
中：2階壁塗込め+2階軒裏あらわし
右：2階壁塗込め+2階軒裏塗込め



開口部

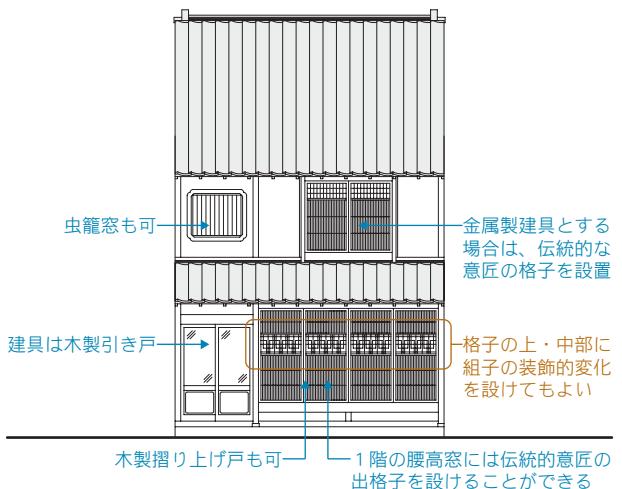
修景基準

- ・建具の位置及び形態は、伝統的建造物の特性を維持したものとする。
- ・建具は木製引き戸とし、1階の腰高窓には伝統的意匠の出格子を設けることができる。やむを得ず金属製建具とする場合は、伝統的な意匠の格子を設置して外観上金属製建具が容易に確認できないようにする。
- ・復原的修景の場合は、虫籠窓や木製摺り上げ戸も可とする。

修景基準細則

- ・格子、出格子は、見込幅（奥行幅）が見付幅（正面幅）より薄く、間隔も狭いものとする。（21×7@30程度）
- ・格子、出格子の上・中部において、組子に装飾的变化を設けることもできる。

※建具の位置及び形態は、伝統的建造物の特性を維持
※格子は見込幅が見付幅より薄く、間隔の狭いもの



参考- 木製ガラス窓のデザイン事例

格子を備えない開口部でも、昔からの木製ガラス窓に多様で豊かなデザインが伺えます。大きな一枚ガラスを用いた窓は珍しく、格子窓とすることでガラスの面積を小さくする工夫がなされたものが一般的です。

ガラスの割付は単純な格子状のものに加え、幾つかのパターンを組合せ、まるで抽象絵画のような、意匠性の高いものが目立ちます。

また、ガラスは摺りガラスと透明ガラスを組合せて使用し、目線を隠す部分に摺りガラスが使われます。

木製ガラス窓の例
左上・右上・左下：
意匠性の高いガラス割
右下：
シンプルな格子の木製窓

外壁

修景基準

- ・材質、様式、意匠は、伝統的建造物の特性を維持したものとする。

修景基準細則（1階外壁）

- ・主たる通りに面する側は真壁とする。
- ・壁仕上げは土壁、漆喰壁、又は板壁とする。ただし、主たる通りに面する側全てを板壁とすることは不可とする。

誘導細則（1階外壁）

- ・正面道路に面する部分は開口部とすることが望ましい。
- ・壁下地は小舞壁又は木摺壁とすることが望ましい。

修景基準細則（2階外壁）

- ・主たる通りに面する側は真壁又は塗込め（大壁）とする。
- ・壁仕上げは土壁、漆喰壁、又は板壁とする。ただし、主たる通りに面する側を板壁とすることは不可とする。

誘導細則（2階外壁）

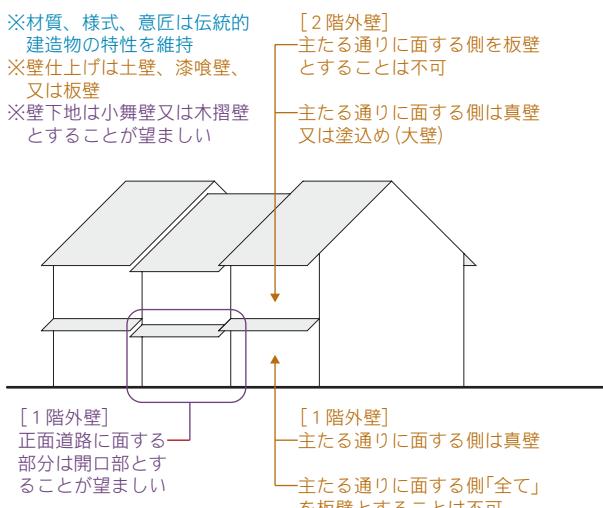
- ・壁下地は、小舞壁又は木摺壁とすることが望ましい。



参考-建具による1階外壁
江戸から明治中期頃まで、ミセノマと外部の間仕切りは摺り上げ戸による形式で、日中は戸戸を開けて間口全面が開放されていました。その後改変されますが、建具を用いた外観構成は変わりません。



参考-真壁の2階外壁
左官仕上げの真壁は、出石における標準的な2階の外壁です。簡素ですが、町並みに軽快なイメージを与えます。



参考-1階外壁の特徴
初めから仕舞屋（しもや）として建築された町家や、間口の広い町家では通りに面する部分に壁を持つものもあります。壁は左官仕上げによる真壁を基調とし、板張の腰を備えます。



参考-大壁の2階外壁
間口の広い規模の大きな町家に限りますが、2階外壁を左官で塗始めたものも見られ、町並みに重厚なイメージを与えます。

基礎

修景基準

- ・基礎立ち上がり部分は、見えないようにする。

修景基準細則

- ・基礎立ち上がり部分は伝統的建造物の特性に準じた意匠とし、コンクリート部分が直接見えないようにする。

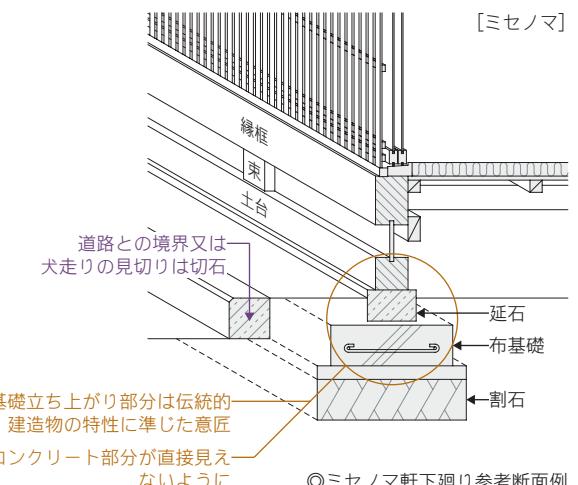
誘導細則

- ・道路との境界又は犬走りの見切りは切石とすることが望ましい。なお、コンクリート製は補助対象外とする。



参考-伝統的な基礎回り
伝統的な基礎回りは延石の上に土台を置き、その上部に縁組が架けられ、建具があります。

※基礎立ち上がり部分は見えないようにする



色彩

修景基準

- ・伝統的建造物の特性を維持したものとし、全体として伝統的町並み景観に調和したものとする。

修景基準細則（左官壁）

- ・左官壁は、土壁として桜尾の土色（赤土色）、鳥の子色、漆喰壁として白色、黒色を基調とした色彩とし、次のマンセル表色系の範囲を参考に、周囲の伝統的建造物にあわせる。

桜尾の土色（赤土色）：[色相]5YR~5Y [彩度]3~6 [明度]5~8

鳥の子色： [色相]5YR~5Y [彩度]1~4 [明度]7~9

修景基準細則（木部）

- ・周囲の伝統的町並みに調和した色調とする。
- ・望見できる部分の塗装は、ベンガラや柿渋等の伝統的塗料を原則とする。

修景基準細則（建具）

- ・金属製建具を使用する場合は、アンバー系木調、こげ茶、茶等の目立たないものとする。



参考-
桜尾の土色（赤土色）
桜尾は出石町細見内の小字名です。この地から採取される赤土は、出石における古い建物によく使用され、この赤土を用いた壁土の色が「出石の色」と言われています。
今回、検討会現状調査の中で、この土壁の色彩調査を実施しました。色彩は自然素材であることや、経年変化などから、若干のばらつきはあるものの、一定の色の範囲を持っていました。
そこで、設計や施工の手がかりになるよう、マンセル色票系で参考値を例示します。

設備機器等

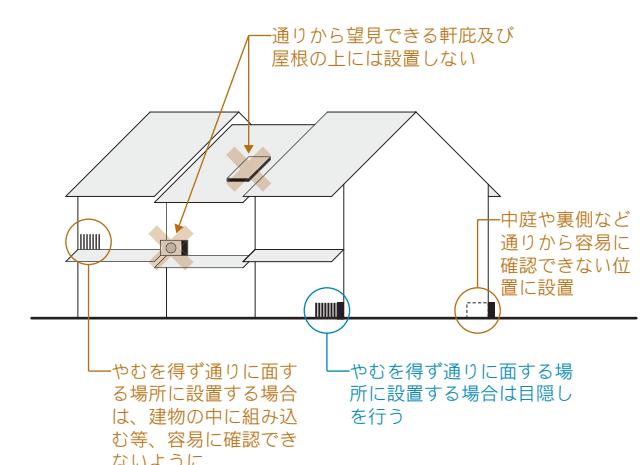
修景基準

- ・通りから見えないように配置・形状とする。やむを得ず通りに面する場所に設置する場合は、伝統的町並みと調和する材料、仕上げ、着色をした、外観上目立たなくするための目隠しを行うものとする。

修景基準細則

- ・原則、中庭や裏側など通りから当該設備機器が容易に確認できない位置に設置し、やむを得ず通りに面する場所に設置する場合は、建物の中に組み込む等、外観上当該設備が容易に確認できないように努める。
- ・通りから望見できる軒庇及び屋根の上には、将来にわたり設置しない。

※通りから見えないように配置・形状とする



屋外広告物

修景基準

- ・掲出数は必要最小限とし、材質、大きさ・位置・色彩等については、周囲の伝統的町並み景観に調和したものとし、自家用以外の広告物は設けない。

修景基準細則

- ・将来にわたり、兵庫県が定めた「出石町城下町地区広告景観モデル地区基本方針」及び「出石町城下町地区広告景観形成基準」を遵守する。



参考-町家と広告物
屋外広告物は出石の町家の
雰囲気に溶け合うようなデ
ザインであったり、時間と
共に熟成する素材が似合
います。

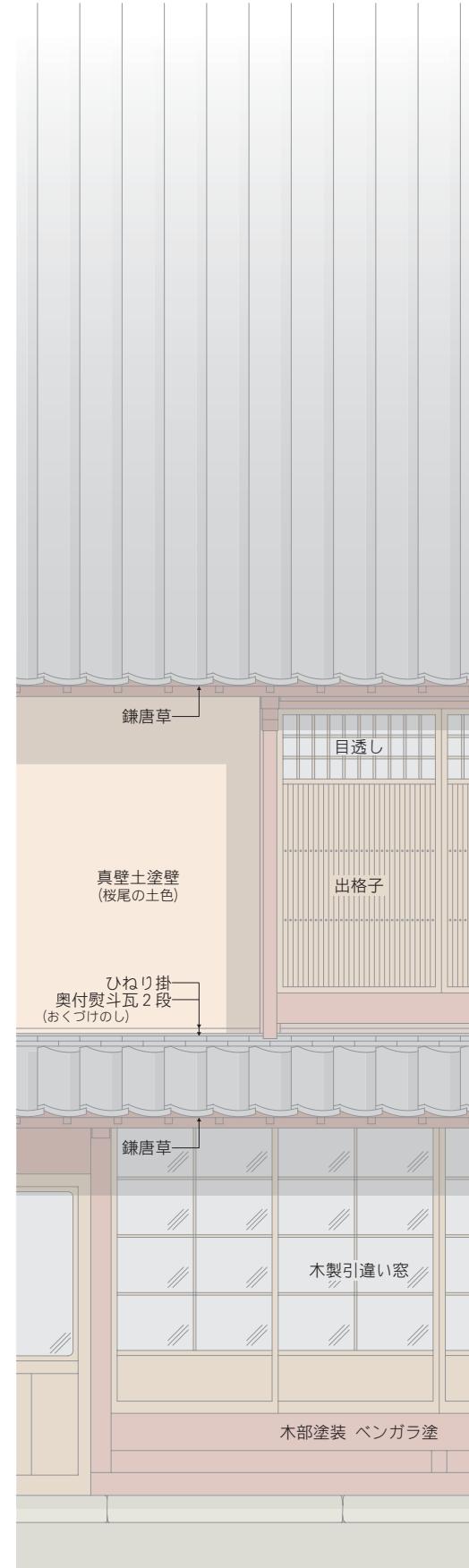


参考-家老屋敷の石垣と堀
城内であった内町や、城下
の寺院、間口の広い町家で
は、堀や石垣をよく見かけ
ます

工作物 規模 意匠

修景基準

- ・塀、石垣などについて、規模・様式・材料・仕上げ・着色などは、周囲の伝統的建造物の特性に合わせる。



参考-

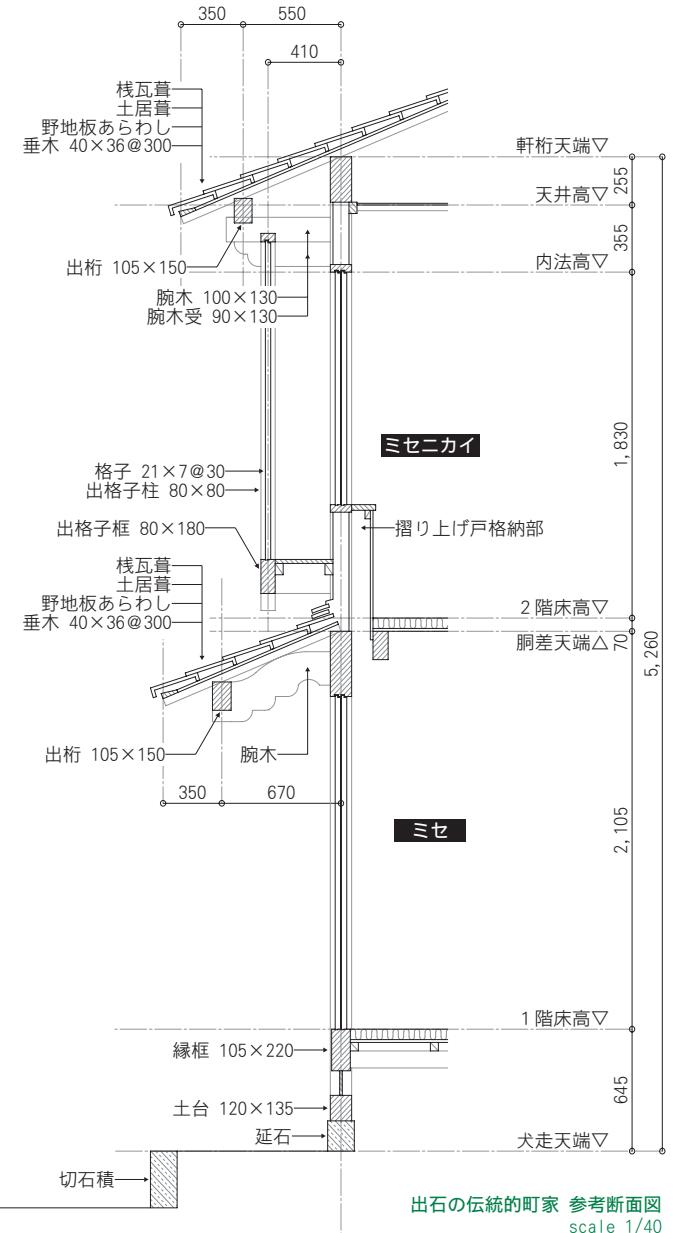
伝統的な町家の断面構成

町割に沿って揃った壁面と、切妻平入の屋根、ほぼ同じ高さの軒庇が、町並みの連続感を高めます。

軒高さは現代住宅と比較すると総体的に低めですが、詳しく見ると、昭和・大正・明治…と時代を遡るほど、その傾向は強くなります。（年代により正面外観のシルエットが異なります）

なお、標準的な間口の町家では、2階外壁は軽快な真壁造りとなります。

また、出格子や虫籠窓、軒下の腕木や持送り、さがりかけ、そして切石積など、いくつもの伝統的な意匠要素も見いだせます。



細部傳統的意匠

修景基準細則

- ・その他、次の伝統的意匠を用いることができる。

出桁・腕木 (うでぎ)	・持送 (もちおく)	り	：軒の出幅が大きい場合には軒裏に出桁を設け、腕木又は持送りにて支持している
さがりがけ			：1階の軒裏に設ける幕板で、暖簾 (のれん) や簾 (すだれ) かけとして利用されるもの
卯建 (うだつ)			：防火用又は意匠性の高い袖壁で、塗込め (大壁) の2階外壁に設けられたもの
虫籠窓 (むしこまど)			：2階外壁に設けられ、格子は土で塗込められたもの
摺 (す)	り上げ戸		：近世の代表的な柱間装置で、複数枚の板戸を柱に付けた溝にそって摺り上げ、上部を戸袋として収納するもの

参考-出石城下町に見る細部の伝統的な意匠事例



資料一用語解説

屋根



屋根



屋根葺材
桟瓦葺き
さんがわらふき

本瓦の平瓦と丸瓦を合わせ、波形状にした瓦で葺いたもの。民家を中心に一般的に用いられる。



屋根葺材
本瓦葺き
ほんがわらふき

平瓦と丸瓦を交互に組み合せて並べる屋根の葺き方。現在では蔵や寺院など特別な建物を中心に用いられる。



屋根葺材
金属板葺き
きんぞくばんふき

金属板で屋根を葺くことで、材料は亜鉛メッキ鋼板(トタン)、錫メッキ鋼板(ブリキ)、銅板などを使う。



瓦材
いぶし瓦
いぶしがわら

いぶしと呼ばれる薙化を行い、炭素の微粉を付着させた瓦。



瓦材
釉薺瓦
ゆうやくがわら

瓦表面の吸水を防止するため、釉薺をかけて焼成し、ガラス質を形成させた瓦。



軒瓦
鎌瓦
かまがわら

万十瓦のように小巴がなく、軒先の垂れも小さな並剣と呼ばれる形状になっている軒瓦。



軒瓦
一文字瓦
いちもんじがわら

見付下端部が一直線となる軒瓦。すっきりとした印象を与える。



軒瓦
一文字瓦(駒付き)
いちもんじがわら(こまつき)

一文字瓦に駒をつけ、合端の合わせを省略した現代の軒瓦。



軒瓦
万十瓦
まんじゅうがわら

丸いまんじゅうのような小巴が付いた軒瓦。現在一般的に使われる。



軒付熨斗
熨斗積
のしづみ

軒底の壁付部分で熨斗瓦を数段重ねて積み、上部は漆喰のひねり掛けで押えたもの。



軒付熨斗
青海波
せいかいは

青海波(半円形を重ねた模様)形状の練込瓦を用いた軒付熨斗。



軒付熨斗
松川菱
まつかわびし

松川菱(菱の上下にさらに小さな菱を付けた模様)形状の練込瓦を用いた奥付熨斗。

軒裏



軒裏仕上
軒裏あらわし
のきうらあらわし

野地板や垂木などの屋根下地材を化粧としてそのまま露出させたもの。



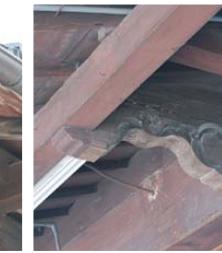
軒裏仕上
軒裏塗込
のきうらぬりごめ

野地板や垂木などの屋根下地材を土や漆喰で被覆したもの。



軒廻り意匠
出桁
だしけた

庇や軒を支えるために外壁面より外に出した桁。



軒廻り意匠
腕木
うでぎ

庇や軒を支えるために柱や梁などから横に突き出された横木。出石では多様な意匠が見られる。



軒廻り意匠
持送り板
もちおくりいた

出桁を支える腕木や小庇の下部に設けられた板状の支持部材。出石では多様な意匠が見られる。



軒廻り意匠
下り掛
さがりがけ

1階軒裏に設けられた幕板。暖簾や簾を掛けなのに利用された。

壁



壁形式
真壁
しんかべ

構造躯体としてつくられた木造軸組が、そのまま化粧材として表面に露出する壁のつくり。



壁形式
大壁
おおかべ

柱などが壁面の外に出ることがないように、覆い隠すようにした壁のつくり。



壁材
土壁(桜尾の土色)
つちかべ(さくらののつちいろ)

土を使用した左官仕上げの壁の総称。出石では「桜尾の土色」と呼ばれる赤い色の土壁が良く見られる。



壁材
土壁(鳥の子色)
つちかべ(とのこいろ)

土を使用した左官仕上げの壁の総称。出石では黄色がかった鳥の子色の土壁が良く見られる。

開口部



壁材
白漆喰塗
しろしっくいぬり

消灰石、砂、のり、すさを主材料として、顔料を混ぜずに仕上げた白い壁。



壁材
黒漆喰塗
くろしっくいぬり

漆喰に黒色顔料を配合して仕上げた黒い壁。



壁材
板張
いたぱり

板を堅に張った羽目板張や、下から少しずつ重ね張った下見板張などが見られる。



壁廻り意匠
卯建
うだつ

建物の両側の壁を少し高くした袖壁。防火用とも言わ�れるが、意匠的な意味合いが強い。



開口部
木製ガラス窓
もくせいがらすまど



開口部
摺り上げ戸
すりあげど

格子を備えない開口部には、凝ったガラスの割付パターンを持つ多様な木製建具が見られる。



開口部
虫籠窓
むしこまど

3枚の板で構成された建具。各板を上部に摺り上げることで、開放的な店構えをつくる。出石の町家の原形。



開口部
木製手摺
もくせいてすり

通りに面する2階に設けられた採光や通風を目的とする窓で、格子は土や漆喰で塗り込められる。



開口部
木製格子窓
もくせいごうしまど

2階の開口部に併設された、木製の手摺。



開口部
出格子窓
でごうしまど

壁面の外側に張り出し、窓枠及び框に建具としてつくられた格子戸が嵌め込まれたもの。



基礎
格子
こうし

出石の格子は見込巾が見付巾よりも狭いため、非常に繊細な意匠を構成する。



基礎
目透し装飾
めくらしきそうしょく

採光などを目的に、格子の上・中部に多様なパターンの装飾的变化を設計したもの



基礎
切石積
きりいしづみ



基礎
駒寄
こまよせ

洪水対策などのための高い石積みの土台。



駒下に設けられた、人馬の進入を防ぐための、竹や角材などでつくる背の低い柵。